

30 林整計第 671 号
平成 30 年 11 月 16 日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

林地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の利用について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行される。

法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用し、又は提供することとなる（同法第 39 条第 1 項及び第 2 項）。

その結果、市町村の林務担当部局が、市町村の地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）に対し、地域福利増進事業等の事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、林地台帳に記録されている土地所有者等関連情報（具体的には、登記簿上の所有者又は現に所有している者・所有者とみなされる者の氏名又は名称、住所といった事項に限られる。）を提供したとしても、個人情報保護条例における提供の制限等に抵触しないものと解されるところである。

したがって、今後、市町村の事業部局又は情報提供担当部局より、事業区域内の土地所有者等に関する林地台帳の一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられるが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長に別添のとおり通知されている。市町村林務担当部局がこの通知を踏まえ、市町村の事業部局又は情報提供担当部局からの当該情報の内部利用等の依頼について、適切に対応いただくよう、貴管下の市町村への周知方よろしく願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものである。